

名取市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
名取市教育委員会

<目次>

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	2
3	計画の期間	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

- 近年、学校を取り巻く環境の多様化・複雑化に伴い、教育職員の長時間勤務が常態化している状況にある。この現状を改善するため、学校における働き方改革を一層推進し、教育職員の心身の健康保持・増進を図ることで、教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長を実現することが求められている。

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）第 8 条に基づき策定するものである。名取市教育委員会は、本計画に基づき、学校における働き方改革を推進していくことにより、教育職員の時間外在校等時間の状況等を改善し、教職の持つ本来の魅力が十分に発揮され、教育職員が心身ともに充実した状態で、日々、生き活きと子供たちと接することができる教育環境の整備を目指す。

(2) 本市の現状

- 名取市では、令和 5 年 4 月に所管する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として、「教育職員の働き方改革に関する取組方針（以下『取組方針』という。）」を定め、教育職員の在校時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 6 年度は以下のとおりであった。

【令和 6 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	388 時間	21.1%	1.7%
中学校	408 時間	25.8%	2.3%

※小学校には義務教育学校（小）、中学校には義務教育学校（中）を含む

- 取組方針では、時間外在校等時間を年間 360 時間以内とする目標を掲げているが、小学校・中学校・義務教育学校ともに年間 360 時間を超過している。教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

各教育職員の時間外在校等時間について、文部科学省が定める「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下『指針』という。）」で定める上限の目安時間（1 か月時間外在校等時間 45 時間以内、1 年間の時間外在校等時間 360 時間以内）の範囲内とするための数値目標を設定する。

- ・ 1 か月の時間外在校等時間「45 時間以内」の教育職員の割合を 100%とすることを旨とする。
- ・ 1 か月の時間外在校等時間「80 時間を超える」教育職員を 0 人とすることを旨とする。
- ・ 1 年間における 1 か月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度とすることを旨とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教育職員の心身の健康確保や教職の魅力向上のため、以下の目標を設定する。

- ・ 教育職員の心身の健康の保持増進を図り、教育の質の向上と児童生徒の豊かな成長を旨とする。
- ・ 教育職員が仕事も生活もともに充実し、働きがいを実感できることを旨とする。
- ・ 夏季休業中、8 月の時間外在校等時間を 0 にする。

3 計画の期間

○ 令和 8 年度～令和 11 年度（4 年間）

※ 国の目標（令和 11 年度までに平均 30 時間程度に削減）に準拠

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の業務量管理・健康確保措置の内容に取り組むことで、業務の適正化を図る。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務（「3分類」1～5関係）

業務分類	実施する具体的な取組事項
① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」1関係）	各地域の実情を踏まえ、学校の開放時間（開錠時刻）を保護者にも周知し、児童生徒が学校に登校する時間の見直し（早い時間からの開放抑制）を推進する。保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」2関係）	放課後から夜間における学校による自主的な見回りは原則行わないこととし、地域や保護者からの協力を仰ぐ。学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」3関係）	学校徴収金について、その内容ごとに公会計化の適否や、徴収・管理の方法などを検討した上で、公会計化の実現を目指す。
④ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」5関係）	教育委員会は過剰な苦情等に対応するための相談体制の強化や、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境整備を検討する。

□ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務（「3分類」6～13関係）

業務分類	実施する具体的な取組事項
⑤ 調査・統計等への回答（「3分類」6関係）	校務支援システムの機能等を活用することで、学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。また、教育職員の専門性に深く関わらないものは事務職員による回答を可能とするなど、調査・統計等の回答に係る負担の平準化を図る。

⑥ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 (「3分類」9関係)	学校プールについて、民間事業者等への外部委託の活用を積極的に検討する。また、学校開放事業に係る施設管理業務については、マニュアルの作成による簡易化を図る。
⑦ 部活動 (「3分類」13関係)	「名取市立中学校・義務教育学校部活動の方針」における基準を徹底し、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日として、週当たり2日以上を休養日を設ける。また、1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。さらに、令和10年度中に、原則、休日における学校部活動の地域展開を実施する。

ハ 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（「3分類」14～19関係）

業務分類	実施する具体的な取組事項
⑧ 給食の時間における対応 (「3分類」14関係)	給食指導において支援員や補助者の活用を図る。また、食に関する指導については、栄養教諭を中心に年間計画を作成し対応する。
⑨ 授業準備 (「3分類」15関係)	作成した指導案、ワークシート等の教材データ等を共有サーバーや紙で共有し、データの保存ルールを統一することで、教材データ活用による準備時間の短縮を図り、デジタル技術の活用を促進する。
⑩ 学習評価や成績処理 (「3分類」16関係)	校務支援システムを活用し、成績データを評価に関わる諸表簿に反映させ、事務負担を軽減する。さらに、令和10年度以降の新校務支援システムの県域での導入に合わせ、自動採点技術等の活用も含め、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担の軽減を検討する。
⑪ 学校行事の準備・運営 (「3分類」17関係)	学校行事に係る関係機関との日程調整や物品の準備等について、教育職員と事務職員及び教員補助者等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、地域からの協力や必要に応じた業務委託等を検討する。
⑫ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (「3分類」19関係)	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・訪問指導員等の専門人材の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。教

	育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を定期的に実施する。
--	--

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

① 教育課程の見直し

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 学校行事について、業務の洗い出しによる見直しを図り、教育的価値を踏まえて精選または統合を推進する。2学期制による行事の分散型配置を推進する。

② デジタル技術を活用した校務の効率化

- 「校務支援システム」の導入効果が発揮されるよう、基礎操作研修会を実施し、校務分掌等の事務処理の効率化かつ効果的な電子化を進める。

③ 勤務時間外の電話対応の抑制

- 「名取市立小・中・義務教育学校への留守番電話の導入に伴う運用指針」に則り、音声メッセージ付留守番電話を設置し、教育職員の勤務時間の適正化を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

① 健康確保措置

- 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を原則実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

② 定時退庁日、学校閉庁日の設定

- 会議や研修、部活動のない日を校内で設定する定時退庁日を推進する。
- 夏季休業の期間中に10日以上の一斉閉校期間の設定を行う。

③ 柔軟な働き方の検討

- 早出遅出勤務制度、テレワークの導入について検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 進捗状況の把握と報告

- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 市内各学校の教育職員の在校等時間の状況については、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

(2) 個別の支援・指導

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校については、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

(3) 働き方改革の推進に向けた研修会の実施

- 校長等の管理職向けに、学校における働き方改革に資する組織マネジメントに関する研修を充実させる。
- 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校評議員会や学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(4) 関係者との連携

- 首長部局との連携を図りつつ、適切な役割分担の下で業務量管理・健康確保措置の取組の改善を図る。保護者、地域住民等に対し本計画の内容を周知し、学校評議員会や学校運営協議会等の仕組みを活用しながら、業務の分担の見直しや適正化を図る。

(5) 人材の確保

- 教員補助者、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する人材等の確保・充実について、首長部局や関係機関と連携して取り組む。

【附則】

本計画の施行に伴い、「教職員の働き方改革に関する取組方針 令和5年度～令和9年度（名取市教育委員会）」は廃止する。

学校と教師の業務の3分類

【学校以外が担うべき業務】

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

- 6 調査・統計等への回答
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守管理
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- 10 校舎の開錠・施錠
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮
- 12 校内清掃
- 13 部活動

【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】

- 14 給食の時間における対応
- 15 授業準備
- 16 学習評価や成績処理
- 17 学校行事の準備・運営
- 18 進路指導の準備
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応